

川崎市税公告 1 5 8 号

差押調書（謄本）及び差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び川崎市市税条例（昭和 2 5 年川崎市条例第 2 6 号）第 1 0 条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和 7 年 1 0 月 3 1 日

川崎市長 福田 紀彦

（別紙省略）